

ご連絡先：〒102-0072
東京都千代田区飯田橋 1-12-14 宮島ビル 201
電話：03-5212-2192 FAX：03-5212-2299
e-mail：asahina@sr-asahina.jp
ULT：http://www.sr-asahina.jp/



介護保険料率が変わりました

現在、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者は、毎月介護保険料（健康保険料に含めて徴収）を納付していますが、介護保険料は毎年度改定されます。

政府管掌健康保険における今年度の改定として、介護保険料率が3月1日から、1.11%（旧0.89%）に変更となりました。

変更後の介護保険料は4月支給分給与から適用されることとなりますのでご注意くださいようお願いいたします。なお、健康保険組合に加入の事業所につきましては、各健康保険組合により異なりますのでご注意ください。

**平成 16 年 年金改正法案
～ 概要 ～**

公的年金制度は5年に1度、見直しを行います。今回の改正は大規模なものとなります（現在、国会にて審議中ですが、概要は以下のようになります）。

【給付と負担の見直し】

給付水準（厚生年金）

モデル世帯（平均収入の会社員と専業主婦夫婦：40年加入）の年金額は現在、現役男性会社員の平均手取り収入の59.3%相当額（23万3千円）ですが、現役世代の人口減少と共に給付水準を調整し、平成35年度（2023年度）以降は50.2%相当額となります。

保険料負担（厚生年金）

現在の厚生年金保険料率 13.58%
平成29年度（2017年度）以降、18.30%へ。

*平成16年10月から毎年0.354%の増加。

保険料負担（国民年金）

現在の国民年金保険料 13,300円
平成29年度（2017年度）以降 16,900円へ。

*平成17年4月から毎月月額280円の増加。

厚生年金の分割（離婚時等）

現在の年金法では、夫が会社員、妻が専業主婦の世帯の年金は、夫婦それぞれの老齢基礎年金と、夫の厚生年金（報酬比例部分）で構成されています。もし離婚をすると、夫の年金額は夫自身の老齢基礎年金支給額と老齢厚生年金支給額（報酬比例部分）を合算したものとしますが、妻の年金額は老齢基礎年金支給金額（満額でも797,000円）のみとなり、妻は生活に困ってしまうこととなります。

今回の改正により、夫が負担した保険料については夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識として、夫の厚生年金を分割して受給できることとなります。分割できるのは、夫婦が離婚した場合と分割の必要がある場合として厚生労働省令で定める場合（配偶者の所在が長期にわたり不明等）であり、二段階で制度導入が行われます。

第一段階（平成19年（2007年）4月以降に離婚した場合）

婚姻していた期間に発生した厚生年金支給額をすべて分割できます。分割の割合は当事者間の協議によって決まります。但し、妻への分割は最大でも、夫の厚生年金の半分（妻が

専業主婦の場合）であり、又は、夫婦の厚生年金を合算した額の半分まで（共働きの場合）となります。

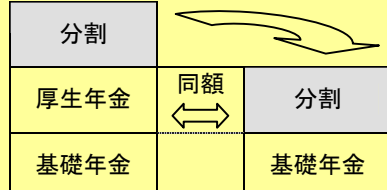
第二段階（平成20年（2008年）4月以降に離婚した場合）

妻が社会保険事務所に申請すれば、2008年4月～申請時までの夫の厚生年金を自動的に分割できます（分割に関する協議等は不要です）。

（図）共働き世帯等



（図）妻が専業主婦の世帯



*婚姻期間と厚生年金の加入期間が同一で分割割合が1/2の場合

**【70歳以上の
在職老齢年金の減額】**

60～64歳で給与収入がある人
現行では年金が一律2割削減されます。さらに削減後の年金と給与の合計が28万円を超える場合、超えた額の半分が年金から差し引かれます。

平成17年4月からこの一律2割削減が廃止され、年金と給与の合計が28万円を超えた場合、超えた額の半

分が差し引かれる仕組みだけが残ります。

65～70歳で給与収入がある人

年金と給与の合計が48万円を超えた場合、超えた額の半分が削減されます（現行どおり、変更なし）。

70歳以上で給与収入がある人

現行では収入額に関係なく、年金は満額受給できます。

平成19年（2007年）4月以降は65～70歳の場合と同様、年金と給与の合計が48万円を超えた場合、超えた額の半分が削減されます。但し、厚生年金の保険料負担はありません。

【子供を育てる加入者の優遇】

現行では育児休業中は、子供の生まれ月から1歳に達するまでの間、事業主負担分を含め厚生年金保険料は全額免除されます。

平成17年（2005年）4月から、子が3歳に達するまで保険料が免除となります。また、子供が3歳になるまでは勤務時間短縮などの措置を受ける者の賃金が低下した場合、その間の保険料は賃金に応じて徴収するけれども、将来の給付における標準報酬は低下前の水準とみなします。

*育児休業は、子供が1歳になるまでの間、従業員が申し出ることにより取得することができる休業です。また3歳までの間は、従業員が申し出ることにより勤務時間の短縮などの措置を取ることができます。

【遺族年金の見直し】

女性の就労機会が増え、夫を亡くした後に経済的自立が可能な環境が整ってきたこと等を加味し、遺族年金が見直されます。

現行では年齢を問わず遺族厚生

年金は原則終身で受給可能（妻が再婚時は打ち切り）です。さらに夫の死亡時妻が35歳以上の場合は、妻が40歳から中高齢寡婦加算（年額約597,800円）を受けることができます。

平成19年（2007年）4月以降夫死亡時妻30歳未満（子供がいない）の場合

遺族厚生年金は5年間の期限付き給付となります。

夫死亡時妻30歳未満（子供がいる）の場合及び夫死亡時妻30歳以上の場合

現行と同様、遺族厚生年金が原則終身で受給可能です。但し、中高齢寡婦加算は、夫死亡時に妻が40歳以上でない場合は受給されないこととなります。

【国民年保険料の収納対策が強化されます】

現行では若年者で所得がない、若しくは低所得であったとしても、免除基準は世帯単位でみるため、親と同居している場合は保険料免除されません。また、免除に該当する場合の保険料免除額は、前年の所得に応じて半額若しくは全額となっています。

多段階免除制度
（平成18年（2006年）7月から）
免除基準を1/4、半額、4/3、全額免除の4段階免除となります。免除申告遅れの救済措置

（平成17年（2005年）4月から）
免除適用でさかのぼる期間を、現行の「申請時の前月まで」から、「最大1年前」に拡大されます。免除申請等が遅れたものが未納に陥ることを避けることが目的です。

若年者の保険料納付猶予制度
（平成17年（2005年）4月から）

低所得の20歳代の保険料を、本人が将来負担できることとなった時点で追納できることとなります。

具体的には被保険者本人及び配偶者が全額免除基準と同額の基準に該当すること、当該猶予期間は納付されないこと、追納期間は最大10年とすることとなっています。

また、当該猶予制度は10年間の時限措置です。

【専業主婦の届出忘れ救済策】

現行では会社勤めだった妻が退職して、「第3号（夫に扶養される配偶者）」となった場合は、夫の会社が手続き代行をしてくれますが、2001年度までは本人に届け出る義務があったので、手続き忘れとなるケースが多くみられました。また、2002年度以降も一度「第3号」になったのに妻が再就職をし、本人が「第3号」を外れ、その後専業主婦に戻ったときには本人が改めて「第3号」の届け出をしなくてはならないのですが、忘れてしまうケースが多くみられる状況です。

「第3号」への届出を忘れるとその期間は公的年金未加入期間となつて（気づいて手続きしても過去2年分しか遡及加入は認められません）将来の年金額が減額されてしまいますので、今回救済措置として平成17年（2005年）4月以降に届け出忘れの理由を添えて社会保険事務所に届け出れば、届出漏れだった期間すべてが「第3号」期間となります。